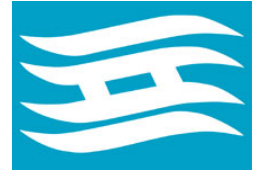


兵庫県公報

平成28年7月8日 金曜日 第2813号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

	ページ
告 示	
○ 家畜伝染病の発生（畜産課）	1
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	1
○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	2
○ 道路の位置指定（建築指導課）	3
公 告	
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（都市計画課）	3
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	4
選挙管理委員会告示	
○ 平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部改正	5
○ 平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正	6
人事委員会公告	
○ 兵庫県職員 行政B（高卒程度）採用試験の実施	7
正 誤	
○ 平成28年5月13日付け兵庫県公報第2797号中	9

告 示

兵庫県告示第659号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成28年7月8日

兵庫県知事 井戸敏三

1 家畜伝染病の種類	ヨーネ病
2 家畜の種類	牛（ホルスタイン種）
3 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数	患畜 1頭
4 発生場所	三田市
5 発生年月日	平成28年6月22日
6 その他参考となるべき事項	リアルタイムPCR検査により発見



兵庫県告示第660号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成28年7月8日

兵庫県知事 井戸敏三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
株式会社NESTA RESORT
三木市細川町垂穂894番地の60号
代表取締役 延 田 久武生
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
NESTA RESORT KOBE
三木市細川町垂穂894番地の60号
- (3) 特定施設に関する事項

種 類	72号 し尿処理施設	66号の3 ロ 洗濯施設 (No. 1～3)			
能 力	9,000人槽	118L/回・基			
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後	同 左			
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後150日	着手後 2 日			
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後	同 左			
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間連続	10時～17時 7 時間			
使用時間の季節的変動の概要	行楽シーズン以外は少なくなる	同 左			
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通常	最大	通常	最大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	6.5～8.6	6.5～8.6	6.5～8.6	6.5～8.6
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	4	5	100	150
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	8	10	80	100
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	4	5	100	150
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	8	10	10	15
	磷 含 有 量 (単位 mg/L)	0.4	0.5	4	5
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)		312.5	395.5	3	3

備考 既設特定施設を廃止するとともに汚水等の処理方法を変更するため、化学的酸素要求量、窒素及び磷の汚染状態が減少することにより、化学的酸素要求量、窒素及び磷の汚濁負荷量が減少する。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成28年 7 月 8 日から同月29日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び三木市美しい環境部環境政策課



兵庫県告示第661号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成28年 7 月 9 日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成28年 7 月 8 日から 2 週間、北播磨県民局加東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年 7 月 8 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 三 木 宍 粟 線	小野市王子町字川原田370番 4 から 同 市粟生町字鍵町792番 1 まで	旧	6.0から 20.0まで	640.0	
		新	10.0から 34.0まで	640.0	



兵庫県告示第662号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
その関係図書は、淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

平成28年 7 月 8 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H27淡路位置 0005号	28.6.27	洲本市金屋字開264番 2 の一部、264番 3 の一 部、264番 4 の一部	5.00	35.00

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成28年 7 月 8 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 (仮称) ドラッグコスモス氷上店
所在地 丹波市氷上町市辺字萱原49番 1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 株式会社コスモス薬品
住所 福岡市博多区博多駅東二丁目10番 1 号
代表者の氏名 宇 野 正 晃
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 株式会社コスモス薬品
住所 福岡市博多区博多駅東二丁目10番 1 号
代表者の氏名 宇 野 正 晃
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成29年 2 月17日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,703平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の収容台数
70台
- (2) 駐輪場の収容台数
20台
- (3) 荷さばき施設の面積
32平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量
13.5立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前10時	午後10時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時30分から午後10時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数
出入口2箇所（入口1箇所、出口1箇所）
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで

8 届出年月日

平成28年6月16日

9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び丹波県民局丹波土木事務所まちづくり建築課
- (2) 縦覧期間
平成28年7月8日から4月間

10 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限
平成28年11月8日
- (2) 提出先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成28年7月8日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
高砂市米田町塩市字明田101番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
加古川市別府町別府670番地の1
株式会社ホームセクション 代表取締役 佐藤 仁 司
- 3 許可年月日及び許可番号
平成28年6月6日
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-26-2号（27高砂）

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第65号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により、市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる既に指定した施設の名称又は所在地に変更があった旨の報告があったので、平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成28年 7 月 8 日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 立石幸雄

表伊丹市の項中

「

伊丹市共同利用施設神津センター	伊丹市森本3丁目60
伊丹市共同利用施設北センター	伊丹市北野1丁目13
伊丹市立共同会館	伊丹市堀池2丁目2-20

」

を

「

伊丹市共同利用施設神津交流センター	伊丹市森本1丁目8-22
伊丹市共同利用施設北センター	伊丹市北野1丁目13
伊丹市立人権啓発センター	伊丹市堀池2丁目2-20

」

に、

「

伊丹市共同利用施設鴻池センター	伊丹市鴻池字村中21-4
天神川団地集会所	伊丹市中野西1丁目75

」

を

「

伊丹市共同利用施設鴻池センター	伊丹市鴻池6丁目6-19
天神川第2団地集会所	伊丹市中野西1丁目75

」

に、

「

伊丹市共同利用施設南畑センター	伊丹市鴻池字下南畑ケ1-90
-----------------	----------------

」

を

「

伊丹市共同利用施設南畑センター	伊丹市鴻池1丁目2-12
-----------------	--------------

」

に、

「

を
「
に、
「
を
「

伊丹市共同利用施設せつようセンター	伊丹市昆陽字ハサ 1
-------------------	------------

伊丹市共同利用施設せつようセンター	伊丹市昆陽南 3 丁目 3—6
-------------------	-----------------

伊丹市共同利用施設南荻野センター	伊丹市荒牧字野ノ口20—4
------------------	---------------

伊丹市共同利用施設南荻野センター	伊丹市荻野西 1 丁目 1—13
------------------	------------------

に改める。



兵庫県選挙管理委員会告示第66号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第 2 項及び第 4 項第 2 号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条並びに漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第 9 条において準用する公職選挙法施行令第55条第 2 項及び第 4 項第 2 号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第14条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、不在者投票のできる施設の指定をしたので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成28年 7月 8日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 立 石 幸 雄

2 老人ホームの表西宮市の項中

「
を
「

ローズガーデン甲子園口	同 市甲子園九番町10—50
-------------	----------------

ローズガーデン甲子園口	同 市甲子園九番町10—50
チャーム西宮用海町	同 市用海町 2—3
第 2 シルバーコースト甲子園	同 市枝川町17—55

に改め、同表洲本市の項中

「
を
「

地域密着型特別養護老人ホーム 洲本たちばなプラス	同 市宇原358—5
--------------------------	------------

地域密着型特別養護老人ホーム 洲本たちばなプラス	同 市宇原358—5
地域密着型特別養護老人ホーム 千草たちばなプラス	同 市千草己2—1

に改める。

人事委員会公告

兵庫県職員 行政B（高卒程度）採用試験の実施

兵庫県職員 行政B（高卒程度）採用試験を次のとおり実施する。

平成28年 7 月 8 日

兵庫県人事委員会

1 試験職種、採用予定人員及び受験資格

試験職種	採用予定人員	受験資格
(1) 一般事務職 (2) 警察事務職 (3) 教育事務職 (4) 総合土木職 (5) 小中学校事務職 (市町組合立小中学校等)	6名程度 5名程度 4名程度 1名程度 7名程度	1 年齢制限 次に掲げる者とする。 平成4年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者（平成29年4月1日現在で18歳から24歳までの者） なお、定時制及び通信制の高等学校に在学する者（高等学校卒業以上の学歴を有する者は除く。）に限り、昭和61年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者（平成29年4月1日現在で18歳から30歳までの者）とする。 ただし、次のいずれかに該当する者は受験できない。 (1) 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）及びこれと同等と認められる大学校等を卒業した者 (2) 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）及びこれと同等と認められる大学校等の在学期間（休学期間を除く。）が通算して2年を超える者 (3) 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）及びこれと同等と認められる大学校等の第3年次以上に現に在学し、又は在学したことがある者 (4) 外国における大学等を卒業した者（平成29年3月31日までに卒業する見込みの者を含む。）で学校教育における16年の課程を修了した者（平成29年3月31日までに当該課程を修了する見込みの者を含む。）

備考 次に掲げる者は、この試験を受けることができない。

1 日本国籍を有しない者

（小中学校事務職は、日本国籍を有しない者も試験を受けることができる。）

2 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の各号のいずれかに該当する者

- (1) 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 試験日及び試験会場

区分	試験日	試験会場
筆記試験	平成28年 9 月 25 日 (日)	神戸会場：兵庫県立大学神戸商科キャンパス 豊岡会場：兵庫県立豊岡高等学校
面接試験	平成28年10月24日(月)から同月28日(金)までのうち指定する 1 日	神戸市内

3 試験の方法

(1) 筆記試験

(事務系職種)

ア 教養試験

高等学校卒業程度の一般教養について択一式により試験を行う。

イ 論文試験

一般的な課題により高等学校卒業程度の理解力・判断力、独創性・説得力、文章表現力・文章構成力について試験を行う。

ウ 作文試験

受験者のこれまでの経験等に関する課題により高等学校卒業程度の理解力・判断力、独創性・説得力、文章表現力・文章構成力について試験を行う。

(総合土木職)

ア 教養試験

高等学校卒業程度の一般教養について択一式により試験を行う。

イ 専門試験

職種に必要な高等学校卒業程度の専門的知識について択一式により試験を行う。

ウ 論文試験

一般的な課題により高等学校卒業程度の理解力・判断力、独創性・説得力、文章表現力・文章構成力について試験を行う。

(2) 面接試験

筆記試験合格者に対して行う。

ア 口述試験

個別面接①及び個別面接②により試験を行う。

イ 適性検査

職務の遂行に必要な適性について検査を行う。

4 合格者の発表

(1) 筆記試験

平成28年10月14日(金)午後3時

兵庫県人事委員会事務局において掲示するとともに、筆記試験合格者に通知する。

(2) 面接試験

平成28年11月9日(水)午後3時

兵庫県人事委員会事務局において掲示するとともに、最終合格者に通知する。

5 申込手続及び受付期間

- (1) 申込書は、兵庫県人事委員会事務局、各県民局等で配布する。郵送を希望する場合は、140円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒(角形2号封筒)を同封のうえ、「行政B請求」と朱書し、兵庫県人事委員会事務局へ請求すること。

また、インターネットの兵庫県職員採用情報のホームページでも受験申込書の配布を行う。

アドレス http://web.pref.hyogo.lg.jp/pc02/pc01_000000032.html

(2) 申込方法

ア インターネットによる場合

「兵庫県電子申請システム」を利用して、画面の指示に従って申し込むこと。受験票は、申込受付後、平成28年9月14日(水)頃に発行する。

アドレス http://web.pref.hyogo.lg.jp/pc02/pc01_000000067.html

イ 郵送・持参による場合

所定の申込書に必要事項を記入し、写真（申込前6箇月以内に撮った上半身正面無帽の縦4センチメートル・横3センチメートルの大きさのもの）を貼り、兵庫県人事委員会事務局へ提出すること。受験票は、申込受付後、平成28年9月14日（水）頃に発送する。

(3) 受付期間

ア インターネットによる場合

平成28年8月3日（水）午前9時から同月29日（月）午後5時まで（受信有効）

イ 郵送による場合

平成28年8月3日（水）から同月29日（月）まで（消印有効）

ウ 持参による場合

平成28年8月3日（水）から同年8月31日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

6 その他

最終合格者は、区分・試験職種ごとの採用候補者名簿に登載され、各任命権者からの請求に応じ、成績順に提示され、任命権者において採用前に身体検査等を行い、採用者が決定される。

なお、名簿は確定の日から平成30年3月31日まで有効とする。

7 試験についての問い合わせ先

兵庫県人事委員会事務局職員課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

電話 (078) 341-7711 内線5920、5921

正 誤

○平成28年5月13日付け（兵庫県公報第2797号）

兵庫県選挙管理委員会告示第25号（平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部改正）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
21	11	たつの市新宮町上笹431-1	たつの市新宮町段之上431-1